

1 (案)

第 号  
平成30年 1 月 日

2  
3 神戸市長 久元 喜造 様

4 神戸市環境影響評価審査会  
5 会長 武 田 義 明

6 平成 29 年 11 月 29 日、神戸市環境影響評価等に関する条例（以下、「条  
7 例」という。）第 8 条の 7 第 2 項の規定に基づき、市長から意見を求めら  
8 れた「(仮称) 神戸道場町太陽光発電所建設事業 事前配慮書」（以下、「配  
9 慮書」という。）について、慎重に審議を重ね、下記のとおり結論を得た  
10 ので、ここに環境の保全の見地からの意見を述べる。

11  
12 記

13  
14 I はじめに

15 (仮称) 神戸道場町太陽光発電所建設事業は、神戸市北区道場町にお  
16 いて、約 19ha の土地改変を行い、発電出力約 12MW の太陽光発電所の  
17 建設を行おうとするものである。

18 神戸市環境影響評価審査会においては、本事業の実施による環境影響  
19 に関し、配慮書及び補足資料について専門的見地から慎重に審議し、意  
20 見をとりまとめた。

21 市長は、この意見を勘案し、環境に及ぼす影響が最小限となるよう、  
22 事業者を適正に指導することが必要である。

23

## 1 II 意見

### 2 1 全般的事項

#### 3 (1) 事業計画の検討

4 事業実施区域及びその周辺地域は、自然環境に恵まれた地域で  
5 あることから、本事業の実施に伴う環境影響を実行可能な範囲で  
6 最大限回避又は低減する必要がある。

7 このため、配慮書に記載した事業計画の複数案に限らず、地形  
8 改変区域の範囲や太陽光パネルの配置等を十分に検討する必要がある。  
9 また、その検討内容を判定願又は環境影響評価実施計画書  
10 に適切に記載する必要がある。

#### 11 (2) 異常気象時等への対策

12 地形改変に伴う雨水の流出量の変化により、集中豪雨時等に事  
13 業実施区域周辺において、洪水等の被害が発生するおそれがある。  
14 また、太陽光パネルの種類によっては鉛やカドミウム等の有害物  
15 質を使用しているものもあり、土砂災害や強風によって発電設備  
16 が破損した場合、太陽光パネルに使用されている有害物質が溶出  
17 する可能性が考えられる。

18 このような事故等の発生を未然に防止するため、日常の点検・  
19 管理体制の構築を含め、万全の対策を検討する必要がある。

#### 20 (3) 設備利用終了後の措置

21 事業終了後に太陽光発電設備が放置された場合、環境に悪影響  
22 が生じるおそれがあることから、設備の利用終了後に当該設備が  
23 確実に撤去できるよう、事業の早期段階から設備廃棄費用を準備  
24 する等、適切な事業計画を検討する必要がある。また、設備の利  
25 用終了後は、自然植生の回復を中心とした緑化を実施をすること  
26 が望ましい。

#### 27 (4) 周辺住民への配慮

28 事業計画の検討にあたっては、周辺住民から寄せられた意見等  
29 に十分に配慮するとともに、条例で定める手続以外にも説明会を  
30 開催する等、積極的な情報公開に努め、周辺住民の理解を得る必

1 要がある。

2

## 3 2 個別的事項

### 4 (1) 大気質，騒音，振動

5 工事の実施に伴い発生する粉じん，騒音，振動について，周辺  
6 住居への影響を可能な限り低減するため，適切な環境保全措置を  
7 検討する必要がある。

### 8 (2) 水質

9 事業実施区域及びその周辺地域に農業用ため池が存在すること  
10 から，地形改変に伴う雨水の流出量の変化等について調査・予測・  
11 評価を実施する必要がある。

12 工事中及び供用後において，事業実施区域周辺の農業用ため池  
13 等に対して濁水の影響を発生させないよう，適切な環境保全措置  
14 を検討する必要がある。

### 15 (3) 地盤

16 事業実施区域北側の一部区域が土砂災害警戒区域に指定されて  
17 いることや，本事業の実施によって大規模な地形改変が行われる  
18 ことから，盛土の安定性や土砂災害に対する安全性を確保するた  
19 め，適切な措置を検討する必要がある。

### 20 (4) 植物，動物，生態系

21 ア 植物，動物の生育，生息状況を詳細に把握するため，夏季及び  
22 秋季以外の時期についても現地調査を実施し，その結果を踏まえ  
23 本事業の実施による影響を予測・評価する必要がある。

24 また，現地調査において改変区域内で発見された貴重種につい  
25 て，移植を行うこととしているが，移植した個体が定着しない事  
26 例が多く見受けられることから，移植の実施に優先して，貴重種  
27 への影響を回避又は低減するための措置を検討する必要がある。  
28 やむを得ず移植を実施する場合は，あらかじめ移植後の維持管理  
29 方法を検討しておく必要がある。

30 イ 本事業の実施により，特定外来生物をはじめとする生態系への

1 侵略性が懸念される外来種が事業実施区域内に侵入及び定着しな  
2 いよう、適切な対策を検討する必要がある。

3 (5) 景観

4 事業実施区域周辺は豊かな里山景観を有していることに十分留  
5 意するとともに、フォトモンタージュ法等の視覚的に分かりやす  
6 い手法を用いて、適切に予測・評価を実施する必要がある。

7 (6) 地球温暖化

8 発電効率の高い太陽光パネルを選定することにより、可能な限  
9 り二酸化炭素排出量の削減に貢献する必要がある。

10 (7) その他

11 太陽光パネルの設置に伴う周辺気温等の気候変化について、類  
12 似施設での事例も調査したうえで、必要に応じ適切な環境保全措  
13 置を検討する必要がある。